

藍住町奨学金返還支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学生等の県内における就業を促進するとともに、本町への移住・定住を促進するため、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）の規定により補助金の交付決定を受けた者で本町に居住するものが大学等在学中に借り入れた奨学金の返還に要する経費に対し、予算の範囲内で藍住町奨学金返還支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、県要綱において使用する用語の例による。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等を卒業後、町内に住所を有している者
- (2) 大学等在学中に無利子奨学金又は有利子奨学金の貸与を受けていた者
- (3) 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、大学等を修業年限以内に卒業した者
- (4) 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月以内（3月以外の卒業者にあっては、12月以内）に県内に所在する事業所において正規職員として就業している者で、就業期間が36月以上のもの（公務員を除く。）
- (5) 一定の県内就業を返還免除要件とする公的貸付制度又は給付要件とする公的給付制度を利用していない者
- (6) 奨学金の返還を滞納していない者
- (7) 町税等を滞納していない者
- (8) 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金の交付決定を受けている者

(助成対象経費等)

第4条 助成対象経費、助成金の額、限度額及び適用期間は、別表のとおりとする。ただし、算出された助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(期間の計算方法)

第5条 就業期間の計算において、1事業所での就業につき就業月及び離職月に1月に満たない端数が生じたときは、これを合計し、その合計日数が、16日に満たないときはこれを切り捨て、16日以上46日未満のときは1月として計算し、46日以上ときは2月として計算する。

2 離職期間は、初回就業月の初日から離職月数を計算しようとする月の末日までの月数から、就業月数を控除した月数とする。

(助成対象者の認定申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補

助金の交付決定を受けた年度の町長が別に定める期日までに、助成対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の助成対象者の認定を受けようとする者は、藍住町奨学金返還支援助成金助成対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 在職証明書（様式第2号）
 - (2) 奨学金の返還状況を証する書類
 - (3) 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付決定通知書の写し
 - (4) 町税等の納税状況調査同意書（藍住町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例施行規則（平成18年藍住町規則第132号）別記様式）
 - (5) 藍住町奨学金返還支援事業に係る個人情報提供同意書（様式第3号）
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- （助成対象者の認定）

第7条 町長は、前条の規定による助成対象者の認定の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定したときは、藍住町奨学金返還支援助成金助成対象者認定通知書（様式第4号）又は藍住町奨学金返還支援助成金助成対象者不認定通知書（様式第5号）により、認定の申請をした者に通知するものとする。

（助成対象者の認定の取消し）

第8条 町長は、助成対象者の認定を受けた者（以下「認定助成対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成対象者の認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 助成対象者の認定を辞退するとき。
- (3) その他町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、認定助成対象者が第10条の規定による助成金の交付申請を行わなかったときは、助成対象者の認定を辞退したものとみなす。

3 町長は、第1項の規定により助成対象者の認定を取り消したときは、藍住町奨学金返還支援助成金助成対象者認定取消通知書（様式第6号）により、認定助成対象者に通知するものとする。

（届出等）

第9条 認定助成対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、藍住町奨学金返還支援助成金助成対象者認定申請内容変更届（様式第7号）に必要書類を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所又は連絡先に変更が生じたとき。
- (2) 就業先等情報に変更が生じたとき（離職、転職、勤務地の変更等）。
- (3) 奨学金の返還状況に変更が生じたとき（滞納、返還免除、返還猶予等）。
- (4) 助成対象者の認定申請を取り下げるとき、又は認定を辞退するとき。
- (5) 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金の交付決定が変更されたとき、又は取り消されたとき。
- (6) その他届出の必要があると認められるとき。

2 町長は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成対象者の認定内容を変更することができる。

- (1) 奨学金の返還が免除されたとき。
- (2) 奨学金の返還を滞納したとき。
- (3) 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）による離職後、6月を超えて県内に事業所を置く企業に就業しなかったとき。
- (4) 会社都合及び病気、けが等やむを得ない事情による離職後、12月を超えて県内に事業所を置く企業に就業しなかったとき。
- (5) 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）による離職期間が通算して6月を超えたとき。
- (6) 会社都合及び病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12月を超えたとき。
- (7) 離職期間が通算で12月を超えたとき。
- (8) 町外に転出したとき（県内に事業所を置く企業の町外に所在する事業所への転勤に伴う転出の場合を除く。）。
- (9) 一定の県内就業を返還免除要件とする公的貸付制度又は給付要件とする公的給付制度を利用したとき。
- (10) 助成対象となる奨学金について、他の奨学金返還免除及び助成制度を併用し、両制度による助成金額が借受総額を超えるとき。
- (11) 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金の交付決定が変更されたとき。
- (12) 助成対象者の認定を辞退したとき。

3 町長は、前項の規定により助成対象者の認定内容を変更したときは、藍住町奨学金返還支援助成金助成対象者認定内容変更通知書（様式第8号）により、認定助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第10条 助成金の交付を受けようとする認定助成対象者は、毎年度町長が別に定める期日までに、藍住町奨学金返還支援助成金交付申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 在職証明書（様式第2号）
- (2) 奨学金の返還状況を証する書類
- (3) 町税等の納税状況調査同意書（藍住町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例施行規則（平成18年藍住町規則第132号）別記様式）
- (4) 藍住町奨学金返還支援事業に係る個人情報提供同意書（様式第3号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 第7条の認定を受けた年度に交付申請をする場合は、前項各号に掲げる書類のうち町長が認めるものの添付を省略することができる。

（助成金の交付決定）

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、藍住町奨学金返還支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第10号）により、助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 町長は、前条の交付決定をした後、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第8条の規定により助成対象者の認定が取り消されたとき。
- (2) 第9条第2項各号に該当することが判明したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為によって助成金の交付を受けたとき。
- (4) その他町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を、藍住町奨学金返還支援助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により交付決定を取り消された場合において、既に助成金が交付されているときは、町長が定める期限内に当該取消しに係る額を返還しなければならない。

(帳簿及び証拠書類)

第14条 助成金の交付を受けた者は、助成事業の実施に関する帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

助成対象経費	助成金の額	限度額	適用期間
大学等在学時（高等専門学校については、4年又は5年及び専攻科在学時に限る。）に借り入れた無利子奨学金の返還に要する経費	無利子奨学金の借受総額に4分の1を乗じて得た額と限度額とを比較して少ない方の額を基準額とし、最初の就業期間36月分については基準額を5で除して得た額を、36月を超える就業期間については1月当たり基準額を60で除して得た額を助成するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるものについては、別に定める。	500千円（ただし、短期大学にあつては250千円、専門学校（専修学校専門課程）にあつては400千円）	就業日から8年（大学等を修業年限以内に卒業しなかった場合には、修業年限が満了した日の属する月の翌月から起算して96月（卒業後、就業するまでに要した日数がある場合には、その日数を加算する。）を経過する日までの期間のうち就業日以降の期間）。ただし、町長が特に必要と認めるものについては、別に定める。
大学等（短期大学及び専門学校（専修学校専門課程）を除く。）在学時（高等専門学校については、4年又は5年及び専攻科在学時に限る。）に借り入れた有利子奨学金の返還に要する経費	有利子奨学金の借受総額に6分の1を乗じて得た額と限度額とを比較して少ない方の額を基準額とし、最初の就業期間36月分については基準額を5で除して得た額を、36月を超える就業期間については1月当たり基準額を60で除して得た額を助成するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるものについては、別に定める。	350千円	
大学等（短期大学及び専門学校（専修学校専門課程）を除く。）在学時（高等専門学校については、4年又は5年及び専攻科在学時に限る。）に借り入れた無利子及び有利子奨学金の返還に要する経費	無利子奨学金の借受総額に4分の1を乗じて得た額が350千円を超える場合は、無利子奨学金の借受総額に4分の1を乗じて得た額と限度額とを比較して少ない方の額を基準額とし、最初の就業期間36月分については基準額を5で除して得た額を、36月を超える就業期間については1月当たり基準額を60で除して得た額を助成するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるものについては、別に定める。	500千円	
	無利子奨学金の借受総額に4分の1を乗じて得た額が350千円に満たない場合は、無利子奨学金の借受総額に4分の1を乗じて得た額に有利子奨学金の借受総額に6分の1を乗じて得た額を加算した額と限度額とを比較して少ない方の額を基準額とし、最初の就業期間36月分については基準額を5で除して得た額を、36月を超える就業期間については1月当たり基準額を60で除して得た額を助成するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるものについては、別に定める。	350千円	
注1 第9条第2項各号に該当した場合は、該当することとなった日の翌日以降を離職期間とみなして助成金の額を算出するものとする。			
注2 大学等を修業年限以内に卒業しなかった者については、修業年限が満了した日の属する月の翌月から大学等を卒業した日の属する月までの期間が12月を超える場合には、超える期限を離職期間とみなして助成金の額を算出するものとする。			
注3 奨学金の返還を猶予されている期間は、助成金の交付を行わないものとする。			